

掛川市規則第18号

掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

掛川市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「120時間」を「64時間」に改める。

第11条第1項中「第43条第1項」を「第46条第1項」に改め、同条第2項中「第43条第2項」を「第46条第2項」に改め、同条第3項中「第43条第3項」を「第46条第3項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収額（月額）				
			第3号認定		第2号認定		
			0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は入所児童の保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である世帯	標準時間	0円	0円	0円	0円	
		短時間	0円	0円	0円	0円	
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	標準時間	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	
		短時間	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	標準時間	9,000円	8,000円	6,000円	6,000円	
		短時間	8,900円	7,900円	5,900円	5,900円	
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	16,200円未満	標準時間	11,000円	10,000円	8,000円	8,000円
			短時間	10,900円	9,900円	7,900円	7,900円
16,200円以上 32,400円未満		標準時間	12,000円	11,000円	9,000円	9,000円	
		短時間	11,800円	10,900円	8,900円	8,900円	
32,400円以上 48,600円未満		標準時間	13,000円	12,000円	9,500円	9,500円	
		短時間	12,800円	11,800円	9,400円	9,400円	
48,600円以上 77,100円未満		標準時間	19,000円	17,000円	14,000円	13,000円	
		短時間	18,700円	16,800円	13,800円	12,800円	
77,100円以上 97,000円未満		標準時間	22,000円	20,000円	16,000円	15,000円	
		短時間	21,700円	19,700円	15,800円	14,800円	
97,000円以上 121,000円未満	標準時間	31,000円	28,000円	22,000円	19,000円		
	短時間	30,500円	27,600円	21,700円	18,700円		
121,000円以上 145,000円未満	標準時間	35,000円	32,000円	25,000円	22,000円		
	短時間	34,500円	31,500円	24,600円	21,700円		

第11	145,000円以上 169,000円未満	標準時間	37,000円	34,000円	25,000円	22,000円
		短時間	36,400円	33,500円	24,600円	21,700円
第12	169,000円以上 190,000円未満	標準時間	44,000円	40,000円	29,000円	25,000円
		短時間	43,300円	39,400円	28,600円	24,600円
第13	190,000円以上 211,200円未満	標準時間	46,000円	42,000円	29,000円	25,000円
		短時間	45,300円	41,300円	28,600円	24,600円
第14	211,200円以上 235,000円未満	標準時間	48,000円	44,000円	31,000円	26,000円
		短時間	47,200円	43,300円	30,500円	25,600円
第15	235,000円以上 268,000円未満	標準時間	53,000円	48,000円	31,000円	26,000円
		短時間	52,100円	47,200円	30,500円	25,600円
第16	268,000円以上 301,000円未満	標準時間	57,000円	52,000円	31,000円	26,000円
		短時間	56,100円	51,200円	30,500円	25,600円
第17	301,000円以上 333,000円未満	標準時間	61,000円	55,000円	35,000円	28,000円
		短時間	60,000円	54,100円	34,500円	27,600円
第18	333,000円以上 365,000円未満	標準時間	64,000円	58,000円	35,000円	28,000円
		短時間	63,000円	57,100円	34,500円	27,600円
第19	365,000円以上 397,000円未満	標準時間	67,000円	61,000円	35,000円	28,000円
		短時間	65,900円	60,000円	34,500円	27,600円
第20	397,000円以上	標準時間	70,000円	64,000円	37,000円	30,000円
		短時間	68,900円	63,000円	36,400円	29,500円

備考

- この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。

3 徴収額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。

4 入所児童の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層に認定された場合における徴収額は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の徴収金額の欄に定める額とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に入所児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分		徴収金額			
		第3号認定		第2号認定	
		0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児
第2	標準時間	0円	0円	0円	0円
	短時間	0円	0円	0円	0円
第3	標準時間	7,000円	6,000円	4,000円	4,000円
	短時間	6,900円	5,900円	4,000円	4,000円
第4	標準時間	9,000円	8,000円	6,000円	6,000円
	短時間	8,900円	7,900円	5,900円	5,900円

第5	標準時間	10,000円	9,000円	7,000円	7,000円
	短時間	9,900円	8,900円	6,900円	6,900円
第6	標準時間	11,000円	10,000円	8,000円	8,000円
	短時間	10,900円	9,900円	7,900円	7,900円

5 第1階層以外の世帯であって、入所児童が2人以上ある場合又は入所児童以外に幼稚園等（次に掲げる施設をいう。以下同じ。）に通い、若しくは児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を利用する児童がある場合における当該入所児童に係る徴収額は、次の表の左欄に掲げる児童のうち入所児童について、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄により計算して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。この場合において、入所児童の属する世帯が4に掲げる世帯に該当する場合における第2階層から第6階層までに係る徴収額の計算については、同表の右欄中「徴収額の月額」とあるのは、「4により算定した当該階層の徴収額の月額」とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部
- (4) 児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部

ア 入所児童又は幼稚園等に通い、若しくは児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する児童（以下「入所児童等」という。）のうち、その出生の最も早いもの	徴収額の月額に100分の100を乗じて得た額
イ ア以外の入所児童等のうち、その出生の最も早いもの	徴収額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ 上記以外の入所児童等	0円

6 月の途中の入所又は退所をした場合における徴収額は、次のとおりとする。

- (1) 月の途中における入所の場合 徴収額の月額に入所日から当該入所日の属する月の月末までにおける開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）
- (2) 月の途中における退所の場合 徴収額の月額に退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額

様式第 1 号を次のように改める。

（表面）

施設型給付費（地域型保育給付費・特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）
支給認定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

保護者（申請者）氏名 ㊟

次のとおり、施設型給付費（地域型保育給付費・特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）に係る支給認定を申請します。併せて、市長が施設型給付費（地域型保育給付費・特例施設型給付費・特例地域型保育給付費）の支給決定（利用者負担額の決定を含む。）に必要な私の世帯の市民税及び世帯員の情報を確認すること並びに利用者負担額を特定教育・保育施設等に提示することに同意します。

フリガナ 申請に係る小学校就学前の 子どもの氏名	生年月日（年齢） 年 月 日 （ 歳）	性 別 男・女	障害者手帳等の有無 有 ・ 無
保護者の住所	〒 電話番号 年1月1日現在の住所 <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外（ ）		
支給認定証番号	（既に支給認定を受けている場合に記入してください。）		
保育の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等との併願の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無 幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）		

（注）

- 1 「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分に限る。）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。
- 2 「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園（教育部分に限る。）をいいます。
- 3 「有」を○で囲んだ場合は①から④までに、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要な事項を記載してください。

①世帯の状況

区分	フリガナ 氏 名	子どもとの続柄	生 年 月 日 (年 齢)	性 別	職業、学校名等
子 ど も の 世 帯 員	-----		年 月 日 (歳)	男・女	
	-----		年 月 日 (歳)	男・女	
	-----		年 月 日 (歳)	男・女	
	-----		年 月 日 (歳)	男・女	
	-----		年 月 日 (歳)	男・女	
生活保護の適用の有無		<input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日保護開始） ・ <input type="checkbox"/> 無			

(裏面)

②利用を希望する期間及び施設（事業者）名

利用を希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで		
利用を希望する施設（事業者）名		施設（事業者）名	希 望 理 由	事業者番号
	第1希望			
	第2希望			
	第3希望			

(注) 事業者番号の欄は、記入不要です。

③保育の利用を必要とする理由等（保育の利用を希望する場合に記入してください。）

保育所等において保育を希望する理由	続柄	理 由	具体的な状況等	
			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 育児休暇中で、3歳児以上の保育を必要とする子どもあり <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 育児休暇中で、3歳児以上の保育を必要とする子どもあり <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
希望する利用曜日及び利用時間	曜日	曜日から 曜日まで	時間	時から 時まで

④個人番号欄

支給認定に係る子ども	
保 護 者	

様式第2号（裏面）中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「当該異議申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

様式第3号中

届出者	フリガナ	-----	生年月日	年 月 日
	氏 名		認定者番号	
	住 所	〒	電話番号	
支給認定に係る子どもの氏名	フリガナ	-----	生年月日	年 月 日
			続 柄	

を

届出者	フリガナ 氏名	-----	生年月日	年 月 日
	住所	〒	電話番号	
支給認定に係る 子どもの氏名	フリガナ	-----	生年月日	年 月 日
			支給認定証番号	

に改める。

様式第4号中

保護者 (申請者)	居住地(連絡先)	〒 (電話)		
	生年月日	年 月 日 (歳)		
支給認定に 係る子ども	氏名	生年月日	続柄	支給認定証番号
		年 月 日		
		年 月 日		

を

保護者 (申請者)	居住地(連絡先)	〒 (電話)		
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	個人番号			
支給認定に 係る子ども	氏名	生年月日	続柄	支給認定証番号
	個人番号	年 月 日		
	個人番号	年 月 日		

に改める。

様式第5号中

支給認定保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		認定者番号	
	住所	〒 電話番号		
支給認定に係る子どもの氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	

を

支給認定保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒 電話番号		
支給認定に係る子どもの氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			支給認定証番号	

に改める。

様式第6号を次のように改める。

支給認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づき、次のとおり支給認定を取り消したので通知します。

支給認定証番号		支給認定 保護者氏名	
取 消 日		支給認定に係る 児 童 氏 名	
取 消 理 由			

支給認定証を 年 月 日までに返還してください。

返還先（ ）住所（ ）電話番号（ ）

(注)

- 1 この認定に不服がある場合は、この認定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この認定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この認定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この認定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この認定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この認定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この認定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

様式第7号中

届出者	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所	〒			
支給認定に係る子ども	氏名		生年月日	続柄	支給認定証番号
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

を

届出者	氏名	個人番号	生年月日	年 月 日	
	住所	〒			
支給認定に係る子ども	氏名		生年月日	続柄	支給認定証番号
	個人番号		年 月 日		
	個人番号		年 月 日		
	個人番号		年 月 日		

に改める。

様式第8号中

支給認定保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名		認定者番号		
支給認定に係る子どもの氏名	住所	〒			
			生年月日	年 月 日	
			続柄		

を

支給認定保護者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名	個人番号		
	住 所	〒 電話番号		
	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	支給認定に係る子どもの氏名	個人番号	支給認定証番号	

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

